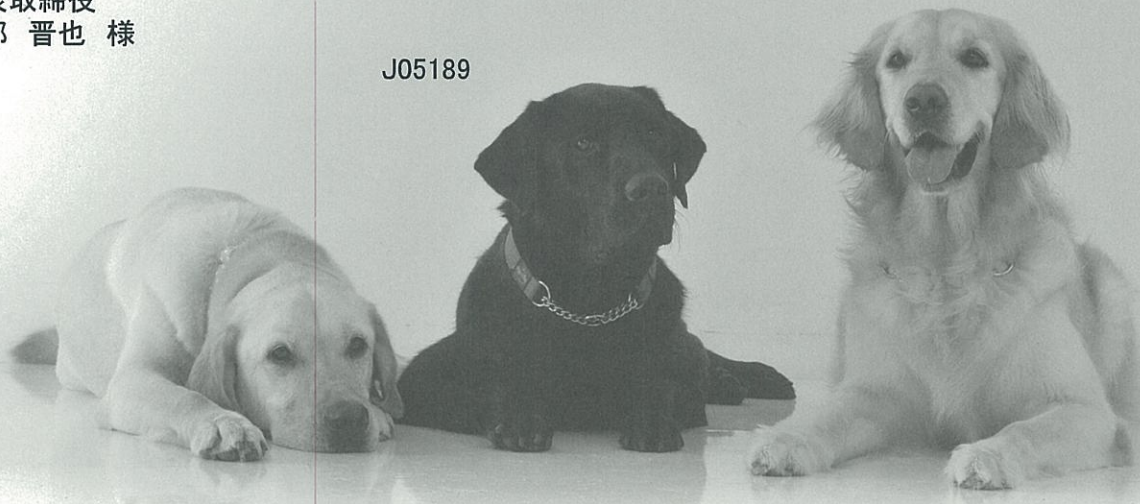


062-0936
札幌市豊平区平岸六条12丁目11-2

丸吉日新堂印刷株式会社

代表取締役
阿部 晋也 様

J05189



日本盲導犬協会ホームページアドレス

<https://www.moudouken.net/>

ホームページからクレジットカードで寄附することができます。

税制上の優遇措置について

公益財団法人日本盲導犬協会に対する寄附金(賛助会費を含む)は、税制上の優遇措置があります。

1. 個人の場合

◆所得税(国税)について

特定寄附金として寄附金控除限度額まで確定申告の際に「寄附金控除」が認められます。

「所得控除」制度と「税額控除」制度のいずれか有利な方を選択適用できます。

「寄附金控除」を受けるためには、次の書類を添付のうえ、確定申告が必要です。

- ・「所得税控除」制度を選択適用した場合には、当協会が発行した寄附金の領収書(下部領収書)が必要。
- ・「税額控除」制度を選択適用した場合には、下部領収書に加え税額控除に係る証明書の写し(右証明書)が必要。

◆住民税(地方税)について

神奈川県、横浜市及び仙台市の条例により、こちらにお住まいの方には、確定申告の際に「寄附金控除」が認められます。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金 → 横浜市
 - 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金 → 横浜市以外の神奈川県
 - 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金 → 仙台市
 - 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合 → 上記以外
- ※領収書に記載されているご住所が住民票と違う場合は、お手数ですが訂正をお願いします。

◆相続税について

相続開始から10ヶ月以内に相続財産の中から当協会にご寄付いただき、必要書類を添付して相続税の申告をしていただきますと、ご寄付いただいた財産に相続税が課税されません。



2. 法人の場合

寄附金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ計算金額内で、一般の寄附金とは別枠で損金の学に算入されます。決算時に確定申告書に当協会が発行した領収書(下部領収書)の添付が必要となります。

領 収 書

No. 89208

J05189

札幌市豊平区平岸六条12丁目11-2

丸吉日新堂印刷株式会社

様



¥ 2,150 -

2022 年 04 月 04 日

上記金額正に領収いたしました。
寄付として



公益財団法人
につき、収入
印紙は貼付い
たしません

金額の訂正及び取扱者印のないものは無効です



〒150-0045 東京都渋谷区神泉町21-3-3F
TEL: 03-5452-1266 FAX: 03-5452-1267

当協会は、所得税法施行令第217条第3号及び法人税法施行令第77条第3号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人です。この寄附金は、特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第78条第2項第3号又は法人税法第37条第4項に規定する寄附金です。

2022年4月吉日

丸吉日新堂印刷株式会社 様

公益財団法人日本盲導犬協会
理事長 井上 幸彦



お 礼

拝啓 貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度は、あたたかいご寄付を賜りまして心よりお礼申し上げます。貴殿からのご寄付は、「視覚障害者の社会参加と自立推進の一助としての盲導犬育成」のために、大切に活用させていただきます。

現在、日本で活躍する盲導犬の数は約900頭です。しかし、まだ数多くの目の不自由な方々が盲導犬と歩きたいと希望し、盲導犬と共に新たな一歩を踏み出すことを心待ちにしています。公的助成の少ない私たち日本盲導犬協会の財源の90%以上は、皆様からのあたたかいご寄付や募金に支えられております。視覚に障害のある方々が盲導犬と共に幸せな人生を歩めるように、ご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

コロナウィルス感染拡大の中、現場では様々な工夫を重ね業務を進めてきました。ユーザーの声に耳を傾け、その希望を社会へ伝え理解を求めていくことも重要な事業といえます。決して平坦な道ではありませんが、こうしたプロフェッショナルな集団として、この難局を乗り越えてまいりたいと思います。

どうか私たちの活動をご理解いただきまして、今後とも末永いご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬白

